

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（水上岩）
発生日時	令和5年8月7日 04時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市尾上島南東方沖 尾上島灯台から真方位128° 5.3海里付近 （概位 北緯33° 07.4′ 東経129° 25.0′）
事故の概要	漁船明星丸は、帰航中、水上岩に衝突した。
事故調査の経過	令和5年12月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 明星丸、12トン NS2-23499（漁船登録番号）、一般社団法人長崎県漁船 リース協会 第292-52051号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	軽傷 2人（船長及び乗組員）
損傷	船首部外板の圧壊等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 5、視程 約2km 海象：波向 北、波高 約2.0m、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：05時39分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、夕方出漁し、長崎県佐世保市宇久島北方沖の漁場で夜間操業中、風が強まってきたので、操業を切り上げ、同市大湊町大崎地区の係留地に向けて帰途についた。</p> <p>船長は、操舵室の操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、乗組員を同室船首側の船室で休息させ、約17ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長は、雨が強まる中、目視及びレーダーで見張りを行っていたが、漁場を出発してから周囲に他船を認めず、周囲に他船がないという安心感と操業による疲れから眠気を感じるようになり、眠気を払おうと、時折、操縦席から立ったり、コーヒーを飲んだりしていた。</p> <p>船長は、左舷船首方に尾上島灯台の灯光を認め、ふだんと同様に、GPSプロッターを確認しながら、尾上島と同島南東方沖の帆上ノ瀬と称する水上岩（高さ約26m、航路標識なし）との間に向けて左舵を取り、東進を開始した。</p> <p>船長は、引き続き、眠気を払おうと操縦席から立つなどして操船に当たっていたが、一旦眠気が弱まり、操縦席に腰を掛けていたところ、いつしか居眠りした。</p> <p>本船は、船長が居眠りしたまま、北方からの風波により南方に圧流</p>

	<p>されながら帆上ノ瀬に向かって航行を続け、船首部から同瀬（水上岩）に衝突した。</p> <p>船長は、衝突の衝撃で目が覚め、すぐに主機を中立運転として乗組員の負傷状況及び船体の損傷状況を確認した。</p> <p>船長は、機関室に浸水はなく主機の運転が可能であったので、自力航行で係留地に戻り、その後、佐世保市所在の造船所に向かった。</p> <p>船長は、衝突後、海上保安庁に通報を行わなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.8mであった。</p> <p>船長及び乗組員は、腰部等に痛みがあり、後日、病院を受診し、いずれも腰部捻挫等と診断された。</p> <p>船長は、本事故当時、眠気を払拭することができなかったが、操縦席から立つなどの居眠り運航の防止措置を継続的に採っていたので、係留地に到着するまで眠気を我慢できると思っていた。</p> <p>また、船長は、小型船舶操縦免許証を受有している乗組員も操業で疲れており、船長である自身が操船に当たるべきとの責任感から、乗組員と操船を交代しようとは考えなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、帰航中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りし、風波により圧流されながら帆上ノ瀬に向かって航行を続けたことから、同瀬（水上岩）に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、周囲に他船がないという安心感と操業による疲れから眠気を感じるようになった際、操縦席から立つなどの居眠り運航の防止措置を継続的に採ることにより、係留地に到着するまで眠気を我慢できると思っていたものの、眠気を払拭することができない状態のまま操船を続けたことから、居眠りしたものと考えられる。</p> <p>船長は、乗組員も操業で疲れており、船長である自身が操船に当たるべきとの責任感があったことから、乗組員と操船を交代しようとは考えなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、帰航中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りし、風波により圧流されながら帆上ノ瀬に向かって航行を続けたため、同瀬（水上岩）に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、操船中に眠気を感じ、操縦席から立つなどの居眠り運航の防止措置を採ってもなお眠気を払拭することができない場合、眠気を我慢できると思わず、状況に応じて、安全な海域で適宜休息を取ったり、他の乗組員と操船を交代したりすること。 ・ 船長は、船舶事故が発生した場合、適切な助言や支援を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。